

農業資材価格高騰緊急対策事業の御案内

～農業資材の価格高騰に直面する園芸農家の皆様を支援します～

中東情勢の緊迫化等により資材価格高騰の影響を受けている園芸農家の負担軽減を図るため、農業資材の価格高騰額に対して補助します。

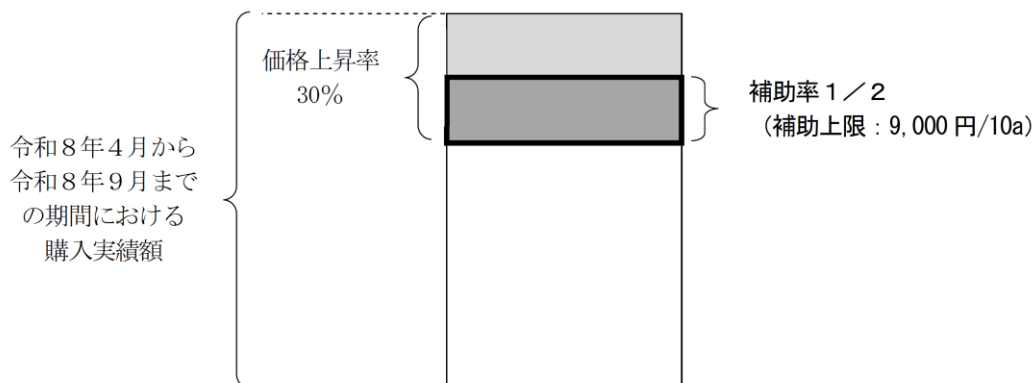
1 補助の対象となる資材

園芸品目（野菜、果樹、花き）の生産に必要な資材のうち、令和8年4月から令和8年9月までの間に購入したナフサ関連資材

項目	対象資材	対象期間
農業用ビニル（農ビ）	ハウスフィルム、内張りカーテン 等	R8.5～R8.9
農業用ポリオレフィン（農PO）	ハウスフィルム、内張りカーテン 等	
農業用ポリエチレン（農PE）	マルチフィルム、トンネルフィルム、かん水チューブ、育苗ポット 等	R8.4～R8.9
出荷用包装資材	包装フィルム、トレー、袋、パック、フルーツキャップ、緩衝材、ネット、テープ、シール 等	

2 補助の内容

上記資材の購入実績額に価格上昇率30%を乗じた額の1／2を補助します（補助上限：9,000 円/10a）。



3 申請に必要な書類

以下の書類を、農協等の事業実施主体に提出してください。

- ・ 申請に係る承諾書（様式は提出先の農協等の事業実施主体へお問い合わせください。）
- ・ 対象資材の購入実績が確認できる書類（請求書又は領収書等）
- ・ 生産物を販売していることが確認できる書類（出荷伝票等）

4 申請方法

県への申請は、農協等の事業実施主体がまとめて申請しますので、書類の提出方法や期限については、農協等の事業実施主体にお問い合わせください。

書類の提出先（事業実施主体の考え方）

区分	書類の提出先（事業実施主体）
農協に出荷している園芸農家	農協へ提出し、農協がまとめて県へ申請
農協以外に出荷している園芸農家	農業法人、3戸以上の農業者で組織する農業者グループ又は集落営農組織として 県へ直接提出 (広域振興局農政担当部又は農林振興センターへ提出)

5 スケジュール

令和8年9月～

園芸農家から農協等の事業実施主体への書類提出

- 提出期限は提出先の農協等の事業実施主体へお問い合わせください。

令和8年12月28日（月）

農協等の事業実施主体から県への申請

- 申請書類は広域振興局農政担当部又は農林振興センターへ提出してください。

令和8年1月以降

県から農協等の事業実施主体への補助金の交付

- 農協等の事業実施主体へ交付された後、園芸農家へ支払われます。

6 補助金額の例

事業実施主体の対象面積が15aであり、ハウスフィルム（農業用ビニル）の購入実績額が100,000円だった場合

購入実績額 100,000円	×価格上昇率 30%	=補助対象経費 30,000円
補助対象経費 30,000円	×補助率 1/2	=補助金額 15,000円
補助上限額 9,000円/10a	×対象面積 15a	=補助上限額 13,500円
		補助金額 13,500円

- 補助金額は13,500円になります。

事業内容等の詳細は、交付要綱や手引きを御確認ください。

<問合せ先>

岩手県農林水産部農産園芸課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL : 019-629-5709、FAX : 019-651-7172、mail : AF0008@pref.iwate.jp